二一・〇四	スープ、ブロス、スープ用又はブロス用の調製品及び均質混合調製食料品	七%	B7			
二一〇四・一〇	スープ、ブロス及びスープ用又はブロス用の調製品					
	野菜のもの（気密容器入りのものに限る。）	八・四%	B7			
	その他のもの	六%	B10	X	G	
二一〇四・二〇	均質混合調製食料品					
二一〇五・〇〇	アイスクリームその他の氷菓（ココアを含有するかしないかを問わない。）					
二一・〇六	調製食料品（他の項に該当するものを除く。）					
二一〇六・一〇	たんぱく質濃縮物及び繊維状にしたたんぱく質系物質					
	ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上の調製品（たんぱく質の含有量が全重量の八〇%以上でその成分中植物性たんぱくの重量が最大のたんぱく質濃縮物のうち、小売用の容器入りにしたもので一個の正味重量が五〇〇グラム未満のものを除く。）	X				
	その他のもの					
	砂糖を加えたもの					
	その他のもの					
	植物性たんぱく					
	たんぱく質の含有量が全重量の八〇%以上でその成分中植物性たんぱくの重量が最大のたんぱく質濃縮物のうち、小売用の容器入りにしたもので一個の正味重量が五〇〇グラム未満のもの	X				
	その他のもの					
	その他のもの	一〇・六%	B15	X		
	その他のもの	一〇・六%	B10			
	その他のもの	一五%	B10			
二一〇六・九〇	その他のもの					
	ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上の調製品	X				
	その他のもの					
	米、小麦（ライ小麦を含む。）又は大麦（裸麦を含む。）のいずれかの含有量が全重量の三〇%を超える調製食料品	X				
	その他のもの					
	糖水（着色料又は香味料を加えたものに限る。）及びこんにゃくチューインガム	X				
	飲料製造に使用する種類の調製品でアルコールを含有するもの（アルコール分が〇・五%を超えるものに限る。）	五%	B5			
	果汁をもととした調製品（アルコール分が一%未満のものに限る。）	二九・八%（その率がキログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B15			
	その他のもの					
	その他のもの	二〇%	B10	X	G	
	砂糖を加えたもの					
	おたねにんじん又はそのエキスを含有する飲料のもと					
	各成分のうち砂糖の重量が最大のもの	一二・五%	B10	X		
	その他のもの					
	ビタミンをもととした栄養補助食品					
	その他のもの					
	その他のもの					
	調製食用脂（第〇四・〇五項の物品の含有量が全重量の一五%を超え三〇%未満のものに限る。）	一二%	B10	X		
	アルコールを含有しない飲料のもと					
	おたねにんじん又はそのエキスを含有するもの					
	その他のもの	一〇%	B10			

	その他のもの	九%	B7			
	第〇四・一〇項の物品のもの					
	その他のもの					
	ビタミンをもととした栄養補助食品及び植物性たんぱくを加水分解したもの	一二・五%	B10	A		
	その他のもの					
	たんぱく質変性防止剤（冷凍すり身の製造に使用する種類のものでソルビトールその他の政令で定める物品に政令で定める調製を加えたものに限る。）					
	その他のもの					
	ひじき（ヒジキア・フスィフォルミス）	一〇%	B5	X	G	
	その他のもの					
	飲料、アルコール及び食酢					
	水（天然又は人造の鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものを除く。）、氷及び雪					
	水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）その他のアルコールを含有しない飲料（第二〇・〇九項の果実又は野菜のジュースを除く。）					
	砂糖を加えたもの	一三・四%	B10	A		
	その他のもの					
	砂糖を加えたもの	九・六%	B7			
	その他のもの					
二一〇二・一〇	第二類					
二二・〇一	水（天然又は人造の鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものを除く。）、氷及び雪					
二二・〇二	水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）その他のアルコールを含有しない飲料（第二〇・〇九項の果実又は野菜のジュースを除く。）					
二二〇二・九〇	その他のもの					
	砂糖を加えたもの	一三・四%	B7			
	その他のもの	九・六%	B7			
二二〇三・〇〇	ビール	一リットルにつき一一二円	B10			
二二・〇四	ぶどう酒（強化ぶどう酒を含むものとし、生鮮のぶどうから製造したものに限る。）及びぶどう搾汁（第二〇・〇九項のものを除く。）					
二二〇四・一〇	スパークリングワイン	一リットルにつき一四五円六〇銭	B15		G	
	その他のぶどう酒及びぶどう搾汁でアルコール添加により発酵を止めたもの	一五%（その率が一リットルにつき一二円五〇銭よりも高いときは、一リットルにつき一一二円）	B5			
二二〇四・二一	二リットル以下の容器入りにしたもの					
	シェリー、ポートその他の強化ぶどう酒					
	その他のもの					
二二〇四・二九	その他のもの					
	一五〇リットル以下の容器入りにしたもの	一五%（その率が一リットルにつき一二円五〇銭よりも高いときは、一リットルにつき一一二円）	B15		G	
	その他のもの					